

告 示

埼玉県告示第六百三十九号

平成二十八年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

平成二十八年五月十日

埼玉県知事 上田清司

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
川越市	南古谷第一	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日まで
川越市	南古谷第二	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日まで
熊谷市	大麻生二	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日まで
熊谷市	吉岡五	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日まで
秩父市	大輪第二	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日まで
秩父市	鶉平第三	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日まで
秩父市	神岡第一	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日まで
秩父市	鶉平第四	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日まで
飯能市	双柳第六	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日まで
飯能市	双柳第七	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日まで
東松山市	東松山十地区	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日まで
狭山市	狭山第五十	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日まで

神 川 町	神 川 町
阿久原七	矢納六
平成二十九年三月三十一日まで	平成二十八年四月一日から 平成二十九年三月三十一日まで